# 企画競争実施の公示

平成28年3月14日 阪神高速道路株式会社 契約責任者 大阪管理局長 梅谷 貞実

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

## 1.業務概要

(1) 業務名

大規模補修工事広報業務(28-大・西)

(2)業務内容

平成28年度に予定している3号神戸線の大規模補修工事に係る広報等を行う。 広告媒体と実施内容については下記のとおりである。

テレビ CM の制作・放送 ラジオ CM の制作・放送 新聞広告の制作・掲載 ポスターの制作・印刷・配送 リーフレットの制作・印刷・配送 ポケットティッシュの制作・印刷 インターネットバナーの制作 インターネット広告の制作・掲載 アンケートの企画、作成及び集計作業等

- (3) 業務期末 平成29年3月17日(金)
- (4) 本業務は、本公示、説明書及びその他資料に基づき作成・提出された企画提案書 内容の評価を行ったうえで、見積価格を考慮し、契約相手方を決定する。

## 2.企画競争参加資格要件

- (1) 阪神高速道路株式会社契約規則第6条(別添参考資料)の規定に該当しない者であること。
- (2) 商業・法人登記事項証明書の写しを提出した者であること。
- (3) 会社の概要(営業経歴や業務内容など)が分かる資料(会社パンフレット等) を 提出した者であること
- (4) 次の財務諸表類を提出した者であること。(基準日直前1年間の事業年度分)

法人にあっては、賃借対照表及び損益計算書個人にあっては、営業用純資本額及び収支計算を明らかにした書類見積書提出時に過去3か月以内に発行された納税証明書(国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3、その3の2、その3の3のいずれか)の写し)

- (5) 企画競争参加資格確認申請書の提出期限日から企画提案書の特定通知日までの期間に、当社から競争参加停止を受けていないこと。
- (6)業務実施上の条件として、平成22年度以降完了した当社又は他企業発注の宣伝 業務において、一企業からの受注が、テレビ媒体に関して2千万円以上かつ総額 で5千万円以上の実績を有すること。

## 3.企画競争手続等

- (1) 担当課
  - 1)企画提案書の提出、手続等に関する問い合わせ 阪神高速道路株式会社 大阪管理局 総務・管理部 経理課 〒552-0006 大阪市港区石田 3-1-25 電話 06-6576-3881(代)
  - 2)企画提案書の作成に関する問い合わせ 阪神高速道路株式会社 大阪管理局 保全部 保全管理課 〒552-0006 大阪市港区石田 3-1-25 電話 06-6576-3881(代)

問い合わせ等は、いずれも土日祝日を除く午前10時から12時まで、午後1時から4時までとする。

- (2) 説明書等の交付期間、場所及び方法
  - 1)交付期間:平成28年3月14日(月)から平成28年3月30日(水)までの毎日(土日祝日は除く)午前10時から正午まで、及び午後1時から午後4時までとする。
  - 2) 交付方法:(1)1)にて無償で交付する。
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
  - 1)提出期限:平成28年5月9日(月)正午必着

持参する場合の提出時間は、上記期日までの毎日(土日祝日を除く) 午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで(ただし、<u>最</u>終日は正午まで)とする。

- 2)提出方法:持参又は郵送(書留郵便に限る)によること。 郵送の場合も上記時間必着とする。
- 3)提出先:(1)1)に同じ。
- (4) 企画提案に関するプレゼンテーションの実施日時及び場所
  - 1)日 時:平成28年5月13日(金)午前10時~

予備日:平成28年5月16日(月)午後(参加社多数の場合のみ)

- 2)場 所:阪神高速道路株式会社 大阪管理局 3階見学者ルーム
- (5) 企画競争の評価項目及び評価方法

企画提案書及びプレゼンテーションを、次の観点にもとづき最高点を 7 0 点として評価し、見積価格も考慮しながら、採用案及び契約者を選定する。

確実な工事告知がなされる広報表現であるか(最高点40点) 企業イメージの醸成に寄与する広報表現であるか(最高点20点) 適切な媒体計画であるか(最高点10点)

- (6) 企画提案書の特定は平成28年5月17日(火)午後5時までにファクシミリ送信にて連絡し、後日郵送にて通知する。
- (7) 契約の締結は、企画提案書の特定後、官報公示を経た後行う。

## 4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、原則として企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にすることがある。
- (6) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、当社関係規定に基づく契約手続の完了までは、当社との契約関係を生じるものではない。
- (7) 企画競争参加者は、参加にあたって知り得た情報の漏洩等がないよう、その取扱 には、十分留意しなければならない。

以 上